

# 開示検査事例集、公表—SESSC

去る9月19日、証券取引等監

視委員会(以下、「SESSC」とい  
う)は、「開示検査事例集(以下、  
「本事例集」という)を公表した。

## 開示検査事例集とは

本事例集は、適正な情報開示  
に向けた市場関係者の自主的な  
取り組みを促す観点から、SESS  
Cによる開示検査の最近の取組  
みや開示検査によって判明した  
開示規制違反の内容、その背景・  
原因および是正策等の概要を取  
りまとめたものである。

平成20年以降、毎年公表して  
きた「金融商品取引法における  
課徴金事例集」開示規制違反編  
「」をより利用しやすいものと  
するため、昨年、内容を刷新す  
るとともに名称を変更した。

## 今年度版の特徴

今回公表された、今年度版の  
本事例集は、昨年度版に最近の  
開示検査事例を追加し、課徴金  
納付命令勧告を行った事例だけ  
でなく、勧告は行わないものの、  
開示規制違反の背景・原因を追  
究したうえでその再発防止策を  
会社と共有した事例、会社に対  
して訂正報告書等の自発的な提  
出を促した事例等、さまざま  
事例を積極的に紹介している。

具体的には、本事例集は、図  
表のような構成となっており、  
IIの「最新の検査事例」では、架  
空売上の計上による課徴金納付  
命令勧告事例など7つの事例  
が、IVの「過去の検査事例」では  
売上高などの科目別の開示書類

の虚偽記載事例など33の事例  
が、Vの「審判手続の状況及び  
個別事例」では5つの審判事例  
が紹介されている。

## 最新事例の特色や傾向

本事例集では、最新事例の特  
色や傾向がまとめられている。  
開示規制違反の形態として  
は、開示規制違反はすべて、不  
適正な会計処理による有価証券  
報告書等の虚偽記載であった。  
事実ごと違反の形態は、架空  
売上の計上や売上の過大計上な  
ど、売上をめぐる不適正な会計  
処理が目立った旨が記載されて  
いる。

また、開示規制違反の背景・  
原因については、多くの場合、  
経営陣のコンプライアンス意識  
の欠如や、会社のガバナンスの  
機能不全が背景としてであると指  
摘している。

(図表) 開示検査事例集の構成

証券取引等監視委員会からのメッセージ

- I 最近の開示検査の取組みについて
- II 最新の検査事例
  - 1 課徴金納付命令勧告事例
  - 2 検査による自発的訂正事例
  - 3 再発防止策の履行状況把握
  - 4 内部統制の不備
- III 最新の事例の特色・傾向
  - 1 開示規制違反の形態
  - 2 開示規制違反の背景・原因
- IV 過去の検査事例
  - 1 開示書類の虚偽記載
    - (1) 売上高
    - (2) 売上原価
    - (3) 販売費及び一般管理費
    - (4) 営業外利益
    - (5) 営業外費用
    - (6) 特別利益
    - (7) 特別損失
    - (8) 資産
    - (9) 負債
    - (10) 純資産
    - (11) 非財務情報
  - 2 開示書類の不提出
  - 3 検査による自発的訂正
  - 4 内部統制の実態
  - 5 特定関与行為に係る個別事例
- V 審判手続の状況及び個別事例
- VI 参考資料

# 取引相場のない株式の評価の 論点整理、公表—JICPA

去る9月19日、日本公認会計  
士協会は、9月14日付けで租税  
調査会研究報告33号「取引相場  
のない株式の評価の実務上の論  
点整理」(以下、「本研究報告」と  
いう)を公表した。

## 取引相場のない株式の評価の 問題点

財産評価基本通達に従って、  
取引相場のない株式の評価を行  
うに際しては、評価制度と会社  
の経営実態との矛盾が生じる可  
能性や、株価引下げ対策のみが  
目的となるケースなど、これま  
でも評価の要素、過程、基準等  
について実務上の論点が指摘さ  
れているところであった。

## 本研究報告の特徴

本研究報告では、取引相場の  
ない株式の評価を取り扱ってき  
た多くの実務家がおおむね経験  
していると思われる実務上の論  
点にできる限り多く触れられて  
おり、今後の税制改正等で取り  
上げられるべき議論として、個  
別具体的な論点整理を行っている。  
本研究報告では、平成30年度  
の税制改正の目玉の一つであった  
事業承継税制の特例の創設等、  
評価そのものの論点以外につい

## 本研究報告の内容

本研究報告では、まず取引相  
場のない株式の価値と時価につ  
いて整理し、財産評価基本通達  
における取引相場のない株式の  
評価に関して、類似業種比準方  
式などの個別の評価要素につい  
て検討している。

そして、評価会社における貸  
借対照表上に関する論点とし  
て、次のような点を挙げている。

- ① 財産評価基本通達における  
純資産価額
- ② 財産評価基本通達に定めら  
れている主な評価方法
- ③ 事業の円滑な承継に支障を  
来すという論点
- ④ 純資産価額を構成する貸借  
対照表項目における論点
- ⑤ 特殊な場合における純資産  
価額に準じた価額での評価の  
論点
- ⑥ 中小企業の内部留保に対す  
る評価上の一定の配慮

最後に、その他の論点として、  
事業承継税制における株式評価  
と、売買データベースの設置に  
ついて検討が行われている。

# 具体化を迫られる金融緩和 策出口のシミュレーション

自民党総裁選挙が9月20日に実施され、現総裁の安倍晋三首相が連続3選を果たした。獲得票は、党員・党友による地方票と国会議員票の合計553票で、対立候補の石破茂元幹事長は254票だった。任期は2021年9月までの3年間。

今回の総裁選挙に向けた討論会で、安倍首相は候補者として経済政策についての考えが注目された。アベノミクス異次元の金融緩和策における出口の道筋については、次の3年の総裁任期で実現したい旨の発言があった。ただ出口の具体的な時期については、あくまで黒田日銀総裁が判断すると付け加えている。

時期について言質を取られないよう配慮はあったものの、金融緩和策の出口については早いほど望ましいとの考えを、事実上初めて首相が示したことになる。

当然ながら、総裁選の前日に行われた黒田総裁の金融政策決定会合直後の会見には注目が集まった。この首相発言に関して記者からの質問は3回あった。このうち2回は「総裁任期3年で出口戦略が取れると思うか」

「出口戦略の判断は物価上昇率2%の達成と金融・経済の情勢判断次第で総裁任期には無関係ではないか」といった内容だった。

総裁任期に絡めて3年という具体的な数字が出たことがポイントだったのだが、総裁は、早期に緩和目標達成で出口へ向かうという点では政府と日銀の不一致はないと、正面からの回答は避けている。残りの1回は、「緩和策を強化して3年以内に出口に向かうようにすべき、と」ともれるが、7月の金融緩和の副作用に配慮した政策修正と異なる考え方ではないか」というものだった。

これに対しては、副作用に配慮するのは金融緩和のフレームワークの強化のためで、不一致ではないとしている。3つとも質問に正確に答えていないのだが、3年が事実上の心理的な節目と感ずいたはずだ。安倍首相も黒田総裁も表立っては否定する

だろうが、出口戦略の具体的なシミュレーションが日銀の課題になったことは確かである。

前々回(2018年8月1日号 No.1519)で取り上げた暗号通貨SPINDLEのその後の展開が面白いので再び取り上げることにした。まずは、SPINDLE Eコインの現状を紹介しよう。

今年1月にプライベートセール、5月にICOを行って、同月下旬に取引所での取引が開始された。ICOでは1コインあたり0.00033ETH(分割調整後)で販売されたのだが、現時点(9月6日)では0.00001ETHで取引されている。小数点が多すぎてわかりにくいのが、33分の1になってしまっている。

野田聖子総務相との関連性が報道されたのを機に複数の報道機関がSPINDLEに取材を申し込んだようである。申入れに対し、SPINDLE側は書面での質問・回答を望んだよう

で、ホームページ(以下、「HP」という)で次のような回答をしている。

【野田総務相の事務所における金融庁の説明の場に弊社代表を含む2名が同席した】  
「ICOで調達した額は39,595ETHおよび2,804btcである(筆者注:当時で60億円弱)」

【●氏(質問では自称アיתיストとしての)の関連会社に販売手数料を支払い、販売の媒

介を依頼したのは事実」  
このように、知りたかった情報満載だ。

SPINDLE関係者が金融庁と面談を希望した理由は推測できるだろうか。仮想通貨登録事業者でなければ国内でのICOはできない規制があるの

で、未登録事業者のSPINDLE側は、その点について金融庁の意見を聞きたかったであろう。当然、金融庁の考えは変わらず、SPINDLEプロジェクトは米国・中国を除く海外居住者を対象にICOを行った。

その後、8月9日に「8月15日をもって日本オフィスを閉鎖する」と発表した。移転の理由は「プロジェクトパートナーの拠点が欧米に多いため」、「世界に発信していくため」と説明している。ホワイトペーパーと同様、何を発信するのか不明だ。事務所移転のお知らせが移転の1週間前と、随分ショートノータイスに思える。早く国



外に出たい事情があったのだろうか? また、HPのニュースページには奇妙な点が目立つ。日本語ページは存在せず、英語・中国語・韓国語のページのみが存在するのだが、7月以降のニュースが掲載されているのは英語ページだけだ。なおかつ、英語ページにだけ掲載されている7月以降の重要なニュースは日本語で書かれている。

また、中国人以外は気にしないのだろうが、中国語ページは簡体字で書かれている。簡体字とは中国本土で使われている文字で、香港・台湾では繁体字を使う。中国ではICOも含め暗号通貨取引は禁じられているが、SPINDLEプロジェクト利用に必要なSPINDLEコインを手でできない中国本土の人のために情報発信する必要があるのであるのだろうか?

プロジェクトメンバーでもあるGACKT氏が、自身のブログでSPINDLEに関する自らの活動について「何が起ころうと『播るがない心』があるからどんな時も笑い飛ばせる(8月27日)と書いている。そういえば、以前HFTの投資詐欺で1億円以上騙されたことがあったそうだが、そのときも笑い飛ばしたのだろうか?

(三田 哉)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年9月14日	改正実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等	ASBJ	資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額および減損損失相当額を当期の損益として修正することなどとしたもの。 2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用され、公表日(2018年9月14日)より早期適用が可能。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0914.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0914.html</a>	2018年10月1日号 情報フラッシュ

日米が世界の株価反転をリード

証券

9月上旬、世界の主要株式市場では、株価は軽微ではあるが一斉に連続安の状態に陥った。しかし、中旬からは一転して世界同時株高の様相をみせるようになった。トランプ政権が最大規模となる対中国輸入の関税引上げ第3弾を決定した段階で、この動きはやや意外であった。株高の先頭を切ったのはもちろんアメリカだが、各国とも一歩遅れて株高の環に加わったなかで最もよく連動したのは日本であった。日本市場の場合、米株価の上昇が円安を伴っていたことが、投資家の安心感を誘ったのだらう。米大統領が仕掛けた貿易摩擦の最大の被害者と考えられる中国も、一番遅れて株価反発となった。主要市場ではインドのみが例外で下げ基調が止まっていない。

この株価上昇によって、各国市場が今年始めにつけた年高値にどこまで迫れるかが注目されたが、米国株は9月20日に年初来高値を更新した。これは史上最高値の更新でもある。それに次ぐのが日本株、フランス株で、年初来高値にあと2〜3%というところまで来た。そしてドイツ株、韓国株は年初来高値をまだ10%程度下回っており、もっとも遅れている中国株は同20%強下回った水準にある。

世界の株価動向では米株価が一人勝ちといつてよい状況にある。その理由は、米国市場では米中貿易摩擦は両者の妥協の可能性がありそうである。また米景気・企業収益も好調であり、株価はなお上昇余地があるからだ。さらに、これまでの米利上げが新興国からの資金還流をもたらしており、米国内の投資待機資金が豊富になっていることも指摘される。

アメリカの輸入関税引上げは貿易赤字の縮小を招き、ドル高・円安を誘導するという見方が強まってきた。そうすると、今後米日本株は米株価に連動し、円相場次第では米株価以上の変動幅になることを示唆する。

日本株は引き続き米株価プラス円相場次第という状況は変わらないだろう。

経理用語の豆知識

経営者が開示すべき重要な不備を識別した場合の対応

内部統制評価の実施基準では、「財務報告に係る内部統制の評価の過程で識別した内部統制の不備(開示すべき重要な不備を含む。)は、その内容及び財務報告全体に及ぼす影響金額、その対応策、その他有用と思われる情報とともに、識別した者の上位の管理者等適切な者にすみやかに報告し是正を求めるとともに、開示すべき重要な不備(及び、必要に応じて内部統制の不備)は、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及び会計監査人に報告する必要がある。なお、開示すべき重要な不備が期末日前に存在する場合には、内部統制報告書に、開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載しなければならない」としている。

監査人は、経営者が開示すべき重要な不備について評価時点(期末日)までに是正措置を行った場合には、実施された是正措置について経営者が行った評価が妥当であるかの確認を行う。

四半期での繰延税金資産の回収可能性の判断

四半期財務諸表に計上された繰延税金資産については、原則として、年度決算と同様の方法により回収可能性の判断を行うことになるため、四半期決算日ごとに、将来の回収見込みについて見直しを行うことになる。しかしながら、四半期会計期間ごとに収益力やタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得等をあらためて判断することを求めるのは実務上過度な負担を強いることにも考えられることから、経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動がないと認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用することができる。

大幅な変動等があると認められる場合には、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、当該著しい変動等による影響を加味したものを使用することができる。